

低入札価格調査制度実施要領の制定について

本制度は、工物品質の確保及び不良不適格業者の排除を図るために、一部の工事案件について、低入札価格調査制度を導入するものである。

対象となる入札

1. 総合評価方式による入札

基本的な考え方

(1) 低入札価格調査制度の概要

低入札価格調査制度対象案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「調査対象者」という。）があった場合は、当該案件の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するため、落札の決定を保留する。その後、調査対象者から調査資料の提出を受け、ヒアリング及び積算内訳等の調査を行い、その調査結果を記載した書面により東京都都市づくり公社工事請負契約事務協議会で審議の上、落札者とするか否かを決定する制度である。

調査内容等

調査内容等、詳細については、同時掲載の「低入札価格調査実施要領」参照（公社ホームページ）のこと。

施行日

平成 30 年 5 月 10 日以降に公表する案件から適用する。